

賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人するが企画観光局定款第49条第3項の規定に基づき、公益財団法人するが企画観光局（以下「本財団」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費等について、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、第4条第1項及び第3項に定める初年度の会費を添えて、理事長が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、賛助会員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を含む。以下同じ。）又は暴力団と密接な関係を有する者

(2) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が事業活動を支配する団体

(会費)

第4条 賛助会費は、1口2千円とし、5口以上（1万円以上）とする。

2 賛助会費は、年度会費（1口2千円に、申込口数を乗じた額とする。）として毎年度6月末日までに納入しなければならない。

3 第1項の定めにかかわらず、年度途中で入会した者の会費の額は、入会が4月から9月のときは第1項の定める額の全額、10月から12月のときは1/2の額、1月から3月のときは1/4の額とする。

(会費等の使途)

第5条 前条の会費は、その50%を公益目的事業会計に直接計上し、公益目的事業の費用の財源に充て、50%を法人会計に直接計上し、管理費の財源に充てるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、理事会が必要と認める額を法人会計から他会計振替により事業の費用の財源に充てることのできるものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、若しくは賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 第3条各号に該当したとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上による議決に基づき、除名することができる。

- (1) 本財団の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 賛助会員を除名するときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成7年10月17日から施行し、平成7年9月28日から適用する。
- 2 財団法人静岡コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の設立母体となった団体における賛助会員の権利義務は、ビューローにおける賛助会員の権利義務として承継するものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 21 日理事会決議）

この改正は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会の設立の登記の日より施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 7 日理事会決議）

この規程の改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日理事会決議）

- 1 この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日時点の賛助会員に対する第 4 条の適用については、従前の例による。